

平成21年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

琵琶湖環境部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
環境政策課 (現 温暖化対策課)	太陽光発電設備および風力発電設備設置工事	学習船「うみのこ」への太陽光発電設備および風力発電設備の設置	平成22年3月2日	株式会社李兵衛造船所	8,919,750	「うみのこ」は毎年3月に建造元である当該業者で定期点検整備を行っており、新たな電気配線工事を伴う設置工事は、既存設備との不具合を生じさせないため定期点検と一体的に実施する必要がある。また、当該船舶の構造・設計を熟知し、船舶の電気・設備工事における高度な技術や知識・経験を有する必要がある。建造後、一貫して定期点検や補修工事を行っている当該事業者以外に対応可能な事業者はなく、随意契約とした。	2号	3イ
下水道課	東海道本線米原・彦根間449K650m付近(左)斜面防護工事	斜面防護工事	平成22年2月22日	西日本旅客鉄道株式会社	148,627,000	工事に係る機器や資材の搬入について、JR琵琶湖線軌道敷きを横断する必要があり、また工事箇所と軌道敷きが近接していることなどの現場条件から、JR西日本と随意契約をした。	2号	3ア